

別紙 6（森林整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のイの (ア) に掲げる森林整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。

このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

1 育成林整備事業

育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

(1) 森林空間総合整備事業

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 2 項第 5 号に定める公益的機能別施業森林区域（以下同じ。）内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として森林法第 10 条の 5 に基づき策定された市町村森林整備計画（以下この別紙において同じ。）に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

(2) 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

3 機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

4 林道改良事業

林道の機能向上を図るため、林道の構造の一部を改良する。

5 林道点検診断・保全整備事業

既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実

施する。

6 フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

7 山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な林道等の整備を地域の創造力を活かしながら実施する。

第3 指導推進

森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）第3に準ずる。

第4 事業区分、事業内容等

本事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 育成林整備事業

育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。

(1) 事業内容

恒久的な路網整備

恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組み合わせ、コスト縮減の実現等効率的な整備に努めること。

ア 森林管理道整備

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

イ 林業専用道整備

継続的に使用され、かつ、森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道をいう。（以下この別紙において同じ。）等と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

ウ 森林施業道整備

森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

エ 作業ポイント整備

国道、都道府県道、市町村道及び林道の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路を整備する。

オ 接続路整備

林道から、森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する

部分的な舗装された道等であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）を整備する。

(2) 対象事業の範囲

森林管理道開設については(4)のアの(オ)に規定する森林の整備が、主として本事業及び本事業と同様の目的で行われる見込みの路線を対象とする。

(3) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下この別紙において同じ。）とする。

(4) 事業規模等

ア 森林管理道開設については、次に掲げる要件のうち(カ)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設林道と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下この別紙において「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(オ)を除くすべての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画（森林法第5条に基づき策定された地域森林計画。以下この別紙において同じ。）に記載された林道であること。

(イ) 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。

(ウ) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下この別紙において「告示」という。）付録第1に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「開設効果指数」という。）が0.9以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線林道にあつては1.2以上とする。

(エ) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下この別紙において「利用区域内森林面積」という。）が50ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあつては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。

a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね0.8キロメートル以上であること。

(a) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同

法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下単に「過疎地域」という。）又は昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域、平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和3年3月31日における過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの（以下この別紙において「旧過疎地域」という。）で整備される林道

(b) 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知）の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道

(c) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項に規定する水源地域で整備される林道

(d) 沖縄県で整備される林道

(e) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道

b 峰越連絡林道にあつては、幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道は当該林道とこれに直接接続する既設林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下この別紙において「直接利用区域」という。）が500ヘクタール以上であること、その他の林道は直接利用区域が100ヘクタール以上であること。

(ウ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10パーセント以上に相当する森林において、森林の整備（地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。）が計画されていること。

(カ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。

イ 林業専用道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規程に定める自動車道の2級であること。

(ウ) 林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した林業専用道作設指針に適

合すること。

(エ) 開設効果指数が 0.9 以上であること。

(オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が 0.2 キロメートル以上であること。

ウ 森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、(エ)に掲げる森林が、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。）が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1 区域の面積が 50 ヘクタール以上（アの(エ)の a の(a)に該当するもの、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては 30 ヘクタール以上）である場合は、(イ)に掲げる要件のうち、「自動車道の 3 級」とあるのは「自動車道の 2 級又は 3 級」と読み替えるものとする。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規程に定める自動車道の 3 級であること。

(ウ) 開設効果指数が 0.9 以上であること。

(エ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が 0.2 キロメートル以上であること。

エ ア、イ及びウについて、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

オ 作業ポイント整備

1 箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること。

カ 接続路整備

1 箇所当たりの規模は、原則として、おおむね 50 メートル程度であること。

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。

(1) 事業内容

ア 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

イ 共生環境整備

(ア) 森林環境教育促進整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(イ) 森林健康促進整備

医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ウ) 市民参加型森林整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(エ) 野生生物共生林整備

野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

ウ 付帯施設整備

(ア) 森林環境教育促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。

(イ) 森林健康促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とする。

(ウ) 市民参加型森林整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こ

し、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等とする。

(エ) 野生生物共生林整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とする。

エ 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。

オ 用地等取得

有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

カ 森林管理道整備

(ア) 開設

1 の(1)のアに準ずる。

(イ) 改良

既設林道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。

a 橋りょう改良

架設後5年以上経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事

b 局部改良

開設後5年以上を経過した林道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改良する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改良する工事

c 作業ポイント

1 の(1)のエに準ずる。

d 接続路

1 の(1)のオに準ずる。

e 雪害防止

次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業5箇年計画において計画されていない施設をいう。）を新設する工事

(a) 冬山生産が行われている地域にある林道

(b) 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道

(c) 沿道に人家又は公共施設がある林道

f ずい道改良

施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事

g 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林道であつて、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その全幅員（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。）4.0メートル未満のものを4.0メートル以上とする工事及び全幅員5.0メートル未満のものを5.0メートル以上のものとする工事

h のり面保全

林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事

i 山火事防止

前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事

j ふれあい施設

林道周辺を修景する工事、林道沿線広場、簡易な休憩舎等の施設を新設又は改良する工事

k 交通安全施設

道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改良する工事

ただし、幹線林道以外の林道については(4)のイの(i)のeに定める基準に該当するものに限る。

l 災害避難施設

自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改良する工事

m 林道情報伝達施設

気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設又は雨量計等の観測施設を新設又は改良する工事

n 自然共生施設

自然環境との共生を積極的に推進するため、郷土樹種の植栽、小動物の脱

出できるスロープ付き側溝等を整備する工事

○ 舗装

林道の機能を向上し、当該路線の利用対象となる地域内の人家又は公共施設に対する環境改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、林道を舗装する工事

(2) 対象事業の範囲

ア 共生環境整備事業の対象とする事業の範囲は次表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型整備は次のとおりタイプを細分する。

(ア) 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。

(イ) 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者をいう。以下この別紙において同じ。））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

(ウ) 市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区 分	森林空間総合整備事業		絆の森整備事業			
	森林環境教育 促進整備	森林健康促進 整備	市民参加型森林整備			野生生物共生 林整備
			行政支援 タイプ	市民主導 タイプ	市民開放 タイプ	
全体計画調査	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○			○
森林管理道整備						
開設	○	○	○	○	○	○
改良	○	○				

ただし、森林空間総合整備事業の森林管理道整備については、1の(4)のアの(ウ)に規定する森林の整備が、主として森林空間総合整備事業及び森林空間総合整備事業と同様の目的で行われる見込みの路線又は森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線のいずれかを対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

また、森林空間総合整備事業の森林管理道整備のうちの峰越連絡林道につ

いては、森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線を対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

(3) 事業主体

ア 森林空間総合整備事業

都道府県、市町村

イ 絆の森整備事業

(ア) 市民参加型森林整備

a 行政支援タイプ

都道府県、市町村

b 市民主導タイプ

森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

c 市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林経営計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者。

ただし、森林管理道整備については、上記の a から c すべてにおいて、都道府県、市町村、森林組合等とする。

(イ) 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下この別紙において同じ。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体をいう。以下この別紙において同じ。）及び森林経営計画の認定を受けた者

ただし、(1) のオについては都道府県及び市町村に限るものとし、森林管理道整備については都道府県、市町村、森林組合等とする。

(4) 事業規模等

ア 森林の整備

森林空間総合整備事業にあつてはおおむね 50 ヘクタール以上のまとまりがある森林、絆の森整備事業にあつては 1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ 5 ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

イ 森林管理道整備

(ア) 開設

1 の(4) のア及びエに準ずる。

(イ) 改良

次に掲げるすべての要件（(1) のカの(イ)の c にあつては 1 の(4) のオを、(1) のカの(イ)の d にあつては 1 の(4) のカを準用するものとする。）に該当するものであること。

- a 地域森林計画に記載された林道であること。
- b 林道規程に規定する自動車道の改良であること。
- c 1箇所 の事業費が 900 万円以上であること。ただし、(1) のカの(イ) の o については舗装に要する総事業費が 2,400 万円以上であること。
- d 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道にあっては利用区域内森林面積が 500 ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあっては 200 ヘクタール）以上かつ告示付録第 4 に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「改良効果指数」という。）が 1.2 以上、その他の林道にあっては利用区域内森林面積が 50 ヘクタール（過疎地域及び旧過疎地域にあっては 30 ヘクタール）以上かつ改良効果指数が 0.9 以上であること。ただし、(1) のカの(イ) の o においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（利用区域内森林面積が 500 ヘクタール以上であるもの）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。
- e (1) のカの(イ) の k の基準については、以下のいずれかを満たすものであること。
 - (a) 過去に重大な交通事故が発生した路線
 - (b) 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

3 機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

(1) 事業内容

ア 人工造林

森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号 林野庁長官通知。以下この別紙において「環境保全要領」という。）別表 3 のアに準ずる。

イ 樹下植栽等

環境保全要領別表 3 のイに準ずる。

ウ 下刈り

環境保全要領別表 3 のウに準ずる。

エ 雪起こし

環境保全要領別表 3 のエに準ずる。

オ 倒木起こし

環境保全要領別表 3 のオに準ずる。

カ 枝打ち

環境保全要領別表 3 のカに準ずる。

キ 除伐

環境保全要領別表 3 のキに準ずる。

ク 保育間伐

環境保全要領別表 3 のクに準ずる。

ケ 間伐

XⅡ 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う、適正な密度管理等を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

コ 更新伐

XⅧ 齢級以下の林分（面的複層林施業の実施について（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める面的複層林の一環として実施する場合は X 齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。

サ 花粉発生源植替え

花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。

シ 特定林地改良

林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とする。

なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）の第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。

ス 付帯施設等整備

アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ア) 林木被害防止施設等整備

多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

環境保全要領別表 3 のスの(2)に準ずる。

(ウ) 生育環境補完整備

造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アからシまでのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアからシまでの施業に係る事業量を超えないものとする。

セ 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。

区 分		特定森林造成事業		
		特定林地改良	耕作放棄地等 森林造成	花粉発生源対 策促進事業
人	工 造 林		○	
樹	下 植 栽 等		○	
下	刈 り		○	
雪	起 こ し		○	
倒	木 起 こ し		○	
枝	打 ち		○	
除	伐		○	
保	育 間 伐		○	
間	伐		○	
花	粉 発 生 源 植 替 え			○
更	新 伐		○	
特	定 林 地 改 良	○		
付 帯 施 設 等 整 備	林木被害防止施設等整備	○	○	○
	林内作業場及び林内かん水施設整備		○	○
	生育環境補完整備		○	
	荒 廃 竹 林 整 備	○	○	○
森	林 作 業 道 整 備	○	○	○

(2) 対象事業の範囲

ア 特定林地改良

森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。

イ 耕作放棄地等森林造成

耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。

ウ 花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

(3) 事業主体

ア 特定林地改良

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体

イ 耕作放棄地等森林造成

都道府県、市町村

ウ 花粉発生源対策促進事業

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(4) 事業規模等

1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上の森林で行うものとする。

4 林道改良事業

林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

(1) 事業内容

2 の(1)のカの(イ)に準ずる。

(2) 対象事業の範囲

4 の(1)とする。

(3) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等

(4) 事業規模等

2 の(4)のイの(イ)に準ずる。

5 林道点検診断・保全整備事業

既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。

(1) 事業内容

ア 点検診断

林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断を実施。

イ 保全整備

5 の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施（環境保全要領第 2 (8)の老朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和 4 年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限

りではない)。

ウ 施設集約化(撤去)

当該交付を受けようとする撤去施設の概要、集約先施設の概要等を記載した計画(以下「施設集約化計画」という。)に基づく、既設林道における施設の集約化に伴うトンネル、橋りょう等の林道施設の撤去を実施。

(2) 事業対象の範囲

ア 個別施設計画を策定するための点検診断並びに個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修、更新、集約化等とする。

イ 施設集約化(撤去)については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 林道施設の集約化に伴って実施する林道施設の撤去であること。

(イ) 民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)に規定する林道台帳に登載された林道における林道施設であること。

(ウ) 撤去対象の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした林道の開設又は改良を併せて実施すること。

(エ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること。

(3) 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

(4) 事業規模等

1箇所当たりの事業費は40万円以上、900万円未満とする。ただし、点検診断及び施設集約化(撤去)についてはこの限りではない。

6 フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

(1) 事業内容

ア 森林基幹道整備

森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道を開設及び改良する。

イ 林業施設用地整備

森林整備の推進等に必要な林業用施設の用地整備とする。

ウ 作業ポイント整備

1の(1)のエに準ずる。

(2) 対象事業の範囲

ア 森林基幹道整備

(ア) 開設

次の要件のすべてに該当する林道の新設又は改築する事業とする。

a 地域森林計画に記載された林道であること。

- b 林道規程に規定する自動車道であること。
- c 森林法施行令別表第3及び別表第4の1の(1)に該当する林道であること。
- d 全体計画延長がおおむね5キロメートル以上（利用区域面積が1,000ヘクタール以上の林道についてはおおむね7キロメートル以上）の林道であること
- e 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱う。

なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

(イ) 改良

既設の森林基幹道の局部的構造の改良等を行う事業とし、4の(1)及び(4)に準ずる。

イ 林業施設用地整備

(ア) 本事業の実施に併せて整備されることが確実な林業の用に供する公共施設（市町村又は森林組合等の団体が管理するもの。）の用地の整地及び付帯施設（取付道路、用排水路等）を整備する事業とする。

(イ) 1箇所当たりの用地の面積は、原則として200平方メートル以上とし、建物の用に供する場合の用地の面積は、建物敷のおおむね3倍以内とする。

ウ 作業ポイント整備

(ア) 1の(1)のエに準ずる。

(イ) 1の(4)のオに準ずる。

(3) 事業主体

ア 森林基幹道整備

(ア) 開設

1の(3)に準ずる。

(イ) 改良

4の(3)に準ずる。

イ 林業施設用地整備

都道府県、市町村、森林組合等及び林業者等の組織する団体とする。

なお、「林業者等の組織する団体」とは、林業者が原則としてその構成員の過半を占めているか又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であり、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が本事業の事業実施主体として林野庁長官が適当と認めるものとする。

また、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

(ア) 団体の代表者及び代表権の範囲

(イ) 団体の意思決定の機関及びその決定方法

(ウ) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

ウ 作業ポイント整備

1の(3)に準ずる。

7 山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。

(1) 山のみちの整備

ア 事業内容

(ア) 林道整備

林道網の枢要部分として森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備

a 開設

林道の新設又は改築の事業とする。

b 改良

既設林道等の局部的構造の改良等を行う事業とし、4の(1)及び(4)の規定を準用する。

c 舗装

既設林道の舗装を行う事業とする。

(イ) 森林作業道等の整備

a 森林作業道等

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するために必要な森林作業道等の開設及び改良とする。

b その他

道県道、幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される山のみちの区間又は機能とが重複しないこととし、事業内容については7の(1)のアの(ア)のb及びcに準ずるものとする。

イ 対象事業の範囲

(ア) 林道整備

次の要件のすべてに該当する林道を対象とする。

a 森林法施行令別表第3の林道の開設に要する費用の項の6、同表林道の拡張に要する費用の1の(2)又は2の(3)に該当する林道であること。

b 地域森林計画に記載された林道であること。

c 林野庁が定める客観的な評価基準により、事前評価を実施し、林野庁に提出した林道であること。

また、透明性を確保する観点から、事前評価の結果については公表すること。

(イ) 森林作業道等整備

次の要件のすべてに該当する森林作業道等を対象とする。

a 旧緑資源幹線林道の見直しによって必要となるものであること。

b 利用区域内森林面積が5ヘクタール以上であること。

c 道県知事が定める森林作業道作設指針等に適合するものであること。

ウ 事業主体

(ア) 林道整備

道県及び市町村

(イ) 森林作業道等整備

道県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林所有者の団体

(2) 地域創造型整備

山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備であり対象は以下のとおり。交付の範囲は、総事業費の 20 パーセント以内とし、このうち以下のアの(イ)に掲げる地域の環境保全活動等には総事業費の 10 パーセントまで充当可能とする。

ア 事業内容

(ア) 山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための森林及び施設の整備

(イ) 山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための地域の環境保全活動等のソフト経費

イ 事業主体

道県、市町村、森林所有者、森林組合等、林業者等の組織する団体、森林整備法人、特定非営利活動法人等及び森林所有者の団体

8 市町村等事業推進

市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務とする。

9 その他

(1) 2 及び 3 の事業内容における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。

(2) 2 及び 3 については、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の造林及び知事が補助することが適当でないと認める造林を除く。

3 の(1)のサについては、以下によるものとする。

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、交付金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

ウ 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、3 の(1)のスの(ア)により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙の1の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

- (4) 2及び3の事業内容における林木被害防止施設等整備については、鳥獣の食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- (5) 2及び3の事業内容における森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。
- (6) 2及び3の事業内容における森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにすることとする。

第5 事業計画等

1 事業計画の作成

- (1) 都道府県知事又は市町村長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、地域森林計画又は市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第1号により森林基盤整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成するものとする。なお、林道の開設及び改良に当たっては、「林道技術基準の制定について（平成10年3月4日付け9林野基第812号）」の計画策定の基本方針に基づき、全体計画を策定するものとする。
- (2) 都道府県知事又は市町村長は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くものとする。また、市町村長が事業計画を作成する場合は、必要に応じ、関係都道府県の担当部局と協議調整を図るものとする。
- (3) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 事業主体及び事業計画地の現況
 - イ 事業内容及び事業量
 - ウ その他事業の実施に必要な事項
- (4) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を作成するものとする。

2 事業計画の提出及び変更

- (1) 都道府県知事又は市町村長は、都道府県知事に別記様式第2号により事業計画を提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、当該事業計画を自ら作成したとき又は市町村長から(1)の申請を受理したときは、林野庁長官に別記様式第3号により事業計画を提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、1の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。
- (3) 事業計画の重要な部分の変更を行うときは、上記(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

なお、この場合、別記様式第4号により、その変更理由及び変更内容を記載した

変更理由書を添付するものとする。

(4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア 事業計画地の変更

イ 林道の新設又は廃止

ウ 事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの3割を超える増減

(ア) 林道の開設延長

(イ) 森林作業道の開設延長

(ウ) 上記以外の森林整備の面積

ただし、継続中の事業であって、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第13条第1項に基づく交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあっては、本規定による変更がなされたものと見なす。

3 事前計画の作成等

(1) 第4の3の(1)のサ及びサと一体的に実施するスの(ア)並びにセについて交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画（以下この別紙において「事前計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとし、具体的内容については以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）

(ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(エ) 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

(2) 第4の3の(1)のサについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業

者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。

- (3) 都道府県知事は、(1)により提出のあった事前計画の内容について、交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

4 施設集約化計画の作成等

- (1) 第4の5の(1)のウについて交付を受けようとする者は、あらかじめ施設集約化計画を作成し、都道府県知事に別記様式第5号により提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出のあった施設集約化計画に記載された内容が施設集約化（撤去）の事業内容、事業主体及び事業規模等となっていることを確認し、当該事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該施設集約化計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- (3) 施設集約化計画の作成に当たっては、別記様式第6号及び以下によるものとする。

ア 施設集約化計画の計画期間は、施設集約化に伴って実施する林道施設の撤去の実施予定年度を少なくとも含むものとする。

イ 施設集約化計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 撤去施設の機能等が他の施設に集約されることが分かる施設集約化計画の概要

(イ) 事業により撤去する林道施設（ずい道、橋りょう等）の概要

(ウ) 施設集約化を目的とした撤去に併せて開設、改良する林道施設等の概要

(エ) その他必要な事項

エ 施設集約化計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

第6 国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

- 1 第2の2から3に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第2の1から6まで（2及び3については林道整備に限る。）、第4の7の(1)のアの(ア)及び(イ)のbに規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。））、第4の7の(1)のアの(イ)のaについては、事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））、第4の7の(2)に規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。
- 2 第4の8に規定する事業については、「林業関係公共事業の指導監督費の取扱いについて（平成22年3月31日付け21林政政第622号林野庁長官通知）」の表1を準用することとし、同通知の表2に掲げる費目を交付金の交付対象とする。ただし、事

業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする内容を除く。

第7 維持管理

本事業により整備した施設の維持管理については、環境保全要領第6の規定に準じて行うものとする。

第8 造林に係る特記事項

森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。

1 交付金の交付申請

環境保全要領第8を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

また、第4の3の(1)のサについて交付を受けようとする者は、以下の書類を交付金交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認出来る書類の写し）
- (2) 第4の9の(3)のイに該当する場合は、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類（書類の様式については、「「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）の別紙1を準用する。）

2 竣工検査

環境保全要領第9を準用する。

3 交付区分

- (1) 特定森林造成事業を次のとおり区分する。

ア 耕作放棄地等森林造成

(ア) 施業実施協定造林

森林法第10条の11第1項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの（公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。）

(イ) 保安林等造林

保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行うもの

(ウ) 分収林造林

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条に基づき、昭和62年度以降に

契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となつて行うもの（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林に限る。）

(エ) 森林整備協定造林

森林法第 10 条の 13 の規定に基づく森林整備協定に基づいて行うもの

(オ) 普通造林

(ア)～(エ)以外のもの

イ 花粉発生源対策促進事業

第 4 の 3 の (2) のウに定めるもの

4 交付金の査定

都道府県知事は、検査（環境保全要領第 9 に規定するものをいう。）に基づいて交付金の査定を行う。交付金の査定は下記に基づいて都道府県知事の定めるところにより行う。

(1) 交付金額の算出

ア 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

イ 交付金額

交付金の算定は次による。

(ア) 特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。

(イ) 絆の森整備事業（共生環境整備に限る。）、及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）における交付金額は、標準経費に交付率を乗じて求める。

(ウ) 森林空間総合整備事業、及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）における交付金額は、実行経費に交付率を乗じて求める。

(2) 標準単価

第 4 の 2 の (1) のイの共生環境整備及び第 4 の 3 の機能回復整備事業にかかる標準単価は環境保全要領第 10 の (2) に準じるほか、特定森林造成事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。

ア 標準単価の構成因子は、支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費及び植付け費を基準とする。

イ 施行地の面積 1 ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積 300 立法メートルを上限として、その数量に応じて定める。

(3) 査定係数

査定係数は、次のとおりとする。

区 分			査定係数
特定森林造成事業	花粉発生源対策促進事業		180
	耕作放棄地等森林造成	施業実施協定造林	180
		保安林等造成	170
		分収林造成	
		森林整備協定造林	
		普通造林	110

5 交付金の交付決定等

環境保全要領第 11 を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

6 交付金の交付に当たって付すべき条件等

(1) 都道府県知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 本事業の完了年度の翌年度から起算して、5 年以内に(ア)に掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に(イ)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下この別紙において同じ。）に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

(ア) 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

(イ) 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。

イ 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該森林作業道につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ただし、第 4 の 9 の (5) の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ウ 第 4 の 9 の (3) のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた交付金相当額を返還すること。

エ 環境保全要領第 12 の 1 の (7) に準ずる。

オ 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る交付金相当額を返還すること。

ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

カ 環境保全要領第 12 の 1 の (3) に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

キ 環境保全要領第 12 の 1 の (6) に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

ク 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8 年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ケ 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年間、農林水産大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(2) 国への返還

環境保全要領第 12 の 2 に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

7 その他

環境保全要領第 7 に準ずる。（(1) 及び (2) を除く。）

第 9 その他

1 環境保全要領第 13 に準ずる。（5～10 までを除く。）

2 この事業の実施については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の法令に定めるところによる。

第 10 経過措置

1 山のみち地域づくり交付金実施要領（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 林整整第 1149 号 林野庁長官通知）第 3 に基づき林野庁長官の承認を受けている山のみち地域づくり計画により実施されてきた事業であって、平成 24 年度以降も継続して事業を実施する場合については、同計画を本事業の事業計画とみなす。

都道府県	
計画期間	

〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画

1 森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

--

2 事業主体及び事業計画地の現況

--

3 事業量

(単位：ha, m, 個)

事業名 事業内容		育成林整備事業	共生環境整備事業		機能回復整備事業 特定森林造成事業	林道改良事業	林道点検診断・保全整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	山のみち地域づくり交付金事業	備考
			森林空間総合整備事業	絆の森整備事業						
人工造林、樹下植栽等										
間伐等										
花粉発生源植替え										
森林作業道整備										
その他保育										
施設等										
合計										
森林基幹道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林管理道開設	路線数									
	事業量(m)									
林業専用道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林施業道開設	路線数									
	事業量(m)									
林道改良	路線数									
	箇所数									
(うち舗装)	路線数									
	事業量(m)									
点検診断	路線数									
	箇所数									
保全整備	路線数									
	箇所数									
施設集約化（撤去）	路線数									
	箇所数									
作業ポイント整備	路線数									
	箇所数									
接続路整備	路線数									
	箇所数									
林業施設用地整備	箇所数									
森林作業道開設	路線数									
	事業量(m)									
地域創造型整備										

(注) 1 共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列挙すること

2 「間伐等」には、間伐、除伐、保育間伐、更新伐を含む。

3 地域創造型整備については、備考欄に内容の詳細を記載し、その内容に応じた事業量を記載すること。

都道府県知事 殿

市町村長

〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の第 5 の 2 に基づき、〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画
- 2 参考資料

（注） 事業計画書の様式は、別記様式第 1 号による。

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事

森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の第 5 の 2 に基づき、〇〇（都道府県）に係る森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（都道府県）内の森林基盤整備事業計画
（〇〇都道府県・△△市町村・□□地区）

（注 1） 該当する市町村の事業計画（別記様式第 1 号）を添付する。

（注 2） 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
(林 野 庁 長 官)

市 町 村 長
(都道府県知事)

〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画（変更）の提出について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画について、内容を変更したので（別添のとおり〇〇市町村長から内容を変更した旨、提出があったので）、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の第 5 の 2 に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 市町村名

2 関係資料（別添）

(1) （都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画の変更の理由

(2) （都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画の変更内容

(3) （都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画表（変更計画）

(注 1) 事業計画書の様式は、別記様式第 1 号による。

(注 2) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。

都道府県知事 殿

市町村長

施設集約化計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の第 5 の 4 に基づき、施設集約化計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 施設集約化計画
- 2 参考資料

(注) 施設集約化計画書の様式は、別記様式第 6 号による。

施設集約化計画 概要表

策定年月日	年	月	日	市町村名	作成者	
施設集約化（撤去）の概要						
撤去施設の概要						
林道台帳索引番号				路線名	管理者	
個別施設整理番号				施設名	施設所有者	
所在地						
現況、利用状況等						
撤去事業費						
集約先施設の概要						
林道台帳索引番号				路線名	管理者	
個別施設整理番号				施設名	施設所有者	
所在地						
その他必要な事項						

施設集約化計画一般計画図

一般計画図

圖位圖

凡例	
撤去施設 (〇〇橋りょう)	
撤去施設 (〇〇橋りょう)	
集約先施設 (〇〇橋りょう)	

$S = 1 : 000$

※撤去施設及び集約先施設の存する名を記市町村名を記載すること。